

## 規制の事後評価書

法律又は政令の名称：都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）

規制の名称：公共下水道等の排水施設に流入させる下水に混入することができる物の定め

規制の区分：新設、改正（拡充 緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：水管理・国土保全局下水道部下水道企画課

評価実施時期：平成30年3月29日

### 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

民間事業者による下水管渠からの下水の取水が可能となることで、民間事業者による下水熱利用が推進されることを想定していたが、規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

事前評価時は、下水熱利用設備の適切な維持管理に必要な凝集剤や洗浄剤が使用できないことで下水熱利用設備の整備が進まない状況をベースラインとしていた。規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響は特になく、現在もベースラインに変化は生じていない。

- ③ 必要性の検証

平成27年度下水道法改正において民間事業者による下水管渠内への熱交換器の設置が可能となり、民間事業者の下水熱利用の手法が多様化した。下水の取水による熱利用についても、採熱効率が高いことや施設整備が簡易であることなどのメリットがあることから、今後民間事業者の参入が期待でき、都市の低炭素化の促進に寄与するものである。下水熱利用設備の適切な維持管理のためには、公共下水道等の機能に支障のない範囲で凝集剤又は洗浄剤を下水に混入する必要があることから、本規制緩和は必要である。

## 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

本政令の内容は規制の例外を定めるものであるため遵守費用は想定されておらず、実際にも発生していない。

### ⑤ 「行政費用」の把握

当初は、公共下水道管理者等が公共下水道等の管理上著しい支障を及ぼすおそれがない凝集剤等を判断するのに要する費用を想定していたが、実際には下水の取水による熱利用の実績がないため、本規制緩和による行政費用は発生していない。

### ⑥ 効果（定量化）の把握

本規制緩和については適用実績がないため、現時点では効果は発現していない。

### ⑦ 便益（金銭価値化）の把握

本規制緩和については適用実績がないため、現時点では便益は発生していない。

### ⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

本規制緩和については適用実績がないため、現時点では副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。

### **3 考察**

#### ⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

現在、本規制緩和の適用実績はなく、本規制緩和による費用及び効果（便益）はいずれも発生していないが、近年、事例が増加している管渠内未処理下水から採熱し民間事業者へ供給する手法と比較し、採熱効率が高いことや施設整備が簡易であることなどのメリットがある下水の取水による熱利用についても、今後民間事業者の参入が期待でき、下水熱利用設備の適切な維持管理のためには、公共下水道等の機能に支障のない範囲で凝集剤又は洗浄剤を下水に混入する必要があることから、本規制緩和を継続することが妥当である。